

棄」を掲げ、学問や教育が二度と再び暴走した権力によって戦争の道具にされることのないようにと、第23条に「学問の自由」が特別に一つの条文として明記されました。そうした理念を具体化し、権力から完全に独立した機関として設立されたのが日本学術会議です。

ガリレオ裁判の例を挙げるまでもなく、真理の判定者は時の権力者ではありません。教育活動の「正解」の判定も同じです。それは、目の前の子どもたちの生き生きとした活動と「学問の自由」によって守られ豊かに花開いた科学的な知見（子ども観、発達観、教育観）によって、日々豊かになっていくものなのではないでしょうか。

全ての教職員に、「学問の自由」と教育について討論することを呼びかけます

私たちは「自分は、本当に子どものためにという基準だけで物事や教育活動を判断しているのだろうか」「知らず知らずのうちに、上からの指示を忖度して、本来の教育の姿をゆがめてはいないだろうか」と、自分の実践を振り返ることがあります。今回の暴挙は、そんな私たちの毎日の教育活動と決して無縁のものではありません。

ドイツの宗教者マルティン・ニーメラーの言葉に以下のようなものがあります。

「ナチが共産主義者を襲ったとき、自分はやや不安になった。けれども結局自分は共産主義者でなかったので何もしなかった。それからナチは社会主義者を攻撃した。自分の不安はやや増大した。けれども依然として自分は…何もしなかった。それから学校が、新聞が、ユダヤ人が、というふうに次々と攻撃の手が加わり…ナチは教会を攻撃した。…しかしそのときにはすでに手遅れであった」（「現代における人間と政治」丸山眞男著の訳文より）

戦前の日本やドイツでの思想、言論、学問、教育への弾圧は、はじめはほんの一部の人々をターゲットにして開始され、次第にその範囲を広げていきました。研究者から真理・真実を探求する自由を奪い、国民が物事を批判的に考える自由が制限されるうちに、そうした空気に流され忖度する動きが広がりました。それらはいつしか個人では抵抗できないほどの圧力となり、社会全体を窒息させました。戦前の軍国主義者達がそのようにして、国民と子どもと教育を支配したことを忘れるわけにはいきません。

「学術会議人事への介入」という事態に直面し、戦前の歴史の教訓を改めて思い起こすことを呼び掛けます。同時に、日々心身をすり減らすほど忙しい教育の場で行われている教育活動・授業・行事の一つ一つが、コロナ禍に苦しむ子どもたちの純粋なまなざしにどれだけ応えられているのかを、改めて何度でも、話し合いたいと思います。

終わりに

私たち東京民研に結集する教職員は、あくまでも目の前の子どもたちの現実から教育を組み立てます。それこそが「学問の自由」によって積み上げられた教育研究の成果であり、子どもの発達の権利、学習権を保障する唯一の道だからです。

私たち東京民研に結集する教職員は、公権力による「学問の自由」への干渉を拒否します。それは、自由で創造的な教育活動を死滅させ、子どもと国民を戦争に駆り立てるものだからです。

以上宣言します。

菅首相による日本学術会議人事への介入の撤回と6名の任命を求める声明

「学問の自由」は、子どもたちの発達する権利・平和な未来を生きる権利を守るとともに、豊かな教育創造の“絶対条件”であることを宣言する

2020年11月22日 東京の民主教育を進める教育研究会議（東京民研）

断固抗議します

菅首相は、日本学術会議の推薦する会員候補105名のうち6名の任命を拒否しました。私たち東京民研に結集する教職員は、学問研究の自由を破壊する行為を糾弾するとともに、速やかに6名を任命することを要求します。

教育の権力的統制に抗し、“子どもの発達の願い”に応える学校を作ってきた私たち

東京の小中学校の教育を担う教職員は、教育委員を住民が直接選ぶことができなくなって（1956年）以来、長期にわたる統制と管理の下に置かれ、自由な教育活動に様々な制限を加えられてきました。近年では、教科書や学習指導要領からの「逸脱」を全く許さない「〇〇スタンダード」や一斉学力テストが押し付けられ、一向に改善されない超過密労働と相まって、教職員の意欲と健康も蝕んでいます。一斉休校後の学校では、「遅れを取り戻す」という号令の下、教科書を大急ぎでなぞらせる教育がすすめられています。現場の教職員を委縮させ窒息させる権力的介入の被害者は、いつも子どもです。いじめや不登校、子どもの自死の問題等と権力に翻弄された学校教育の状況は決して無関係ではありません。

もちろん、どんな条件のもとでも、私たちは教室の子どもたちに「最善のもの」を届け、「かけがえのない子ども時代」を保障するために全力を尽くしてきました。そして今、このコロナ禍の学校においても、仲間と協力し知恵を絞りながら、子どもの生活実感から出発し学ぶ喜びを実感できる（子どもの発達の願いに応える）授業や行事を工夫しています。

「学問の自由」と子どもを大切にする教育の創造

「学問の自由」とは、国民が真理を自由に探究する権利のことです。その理念は、中世のキリスト教や諸侯の支配から「大学」での研究や教育を解き放ち、真理を求めていく闘いの中から生まれました。近代において市民革命的変革の遅れたドイツでは、特別に重要な権利として自覚されてきました。長年にわたる学者・知識人たちの自由を勝ち取る闘いの中で憲法に書き込まれ、ナチスによる焚書が行われるまで守られ続けたことは重要です。

戦前の日本でも、多くの大学人の研究活動の積み上げの中で、その重要性は自覚されるようになりました。しかし、京大の滝川事件（1933年）や美濃部達吉の「天皇機関説」事件（1935年）などを機に、時の政府や軍部に都合の悪い学者は大学から追放され、「学問の自由」は完全に奪われてしまいました。

まさにその時、生活綴り方教育など、子どもの生活を大切にする指導の在り方を模索した教師たちへの弾圧事件が起きたことを忘れるわけにはいきません。

こうした歴史への深い反省のもとに作られた日本国憲法は、その中心に第9条「戦争の放